

— 住み慣れた地域で、誰もが安心して生活を続けるために —

# 成年後見制度と 相談窓口のご案内

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるように、成年後見制度についての相談をお受けし利用のお手伝いをします。

## こんなお悩みありませんか？

- 物忘れが増えてお金を管理することが不安
- お金のやりくりができない
- 金融機関から制度の利用を勧められた



### 財産管理に関すること

- 悪質商法の被害にあっていないか不安



### 契約に関すること

- 制度を利用する手続きがむずかしい
- 書類に何を写していいのかわからない



### 制度の利用に関すること

- 障がいのあるわが子がひとりで生活できるか心配



### 将来に関すること

## このような、ご相談に応じます

- 成年後見制度に関する相談をお受けします
- 適切な相談窓口をご紹介します

# 成年後見制度を利用すると、こんなことができます

## 財産管理



通帳の管理や支払などのお手伝い・財産管理

- 年金などの受け取り手続き
- 公共料金、福祉サービス利用料など日常生活における費用の支払い
- 不利益な契約の取消

## 書類など手続きのお手伝い



- 住所変更や税の申告など行政関係の手続きの代理
- 民間の医療保険など生活に必要な手続きの代理

## 身上保護



福祉サービス利用や入院手続きなどのお手伝い

- 福祉サービス利用や入院に関する手続き
- 要介護認定など福祉に関する認定の代理

## 生活状況の見守り



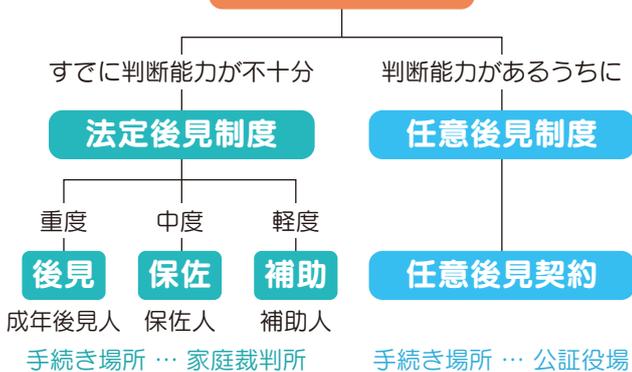
- 本人の状況に変化がないかの確認
- 本人の気持ちや要望を代わりに伝える
- 安心して生活できるよう環境を整える

## 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなど判断能力が十分でない方で、お金の管理や生活に必要な契約・手続きが難しい方に代わって、法的な権限を持って支援する人(成年後見人等)を家庭裁判所が選び、支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

### 成年後見制度



### 成年後見人等ができないこと

- 手術や延命などの医療に関する同意
- 連帯保証人、身元引受人になること
- 結婚や離婚、遺言、養子縁組などの同意、取り消し、代理

### 成年後見人等の報酬

後見人等は報酬付与の申立をすることができ、報酬額は本人の財産内容及び後見人等の業務内容等を総合的に考慮して家庭裁判所が決定します。

## 「法定後見制度」を利用するには？

### 申立て書類の準備

申立て人が、必要な書類を取り寄せます。書類作成は専門職に委任することもできます。

### 家庭裁判所への申立て・説明聴取

裁判所から事情をお尋ねすることがあります。

### 成年後見人等の決定

家庭裁判所が成年後見人等を決め、審判(決定)の確定後、成年後見人等の支援が始まります。

**留意点** 法定後見制度の申立を行うと、相当の理由がない限り、途中で取り下げることはできません。

※専門職による書類作成は、別途費用が必要です。  
※任意後見制度については、公証役場にお問合せください。

# 成年後見制度中核機関の役割

あわら市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報・啓発等を行う機関です。

## 広報啓発

- 成年後見制度を知っていただくために、市民や関係機関の方々に幅広く情報を発信します。

## 相談

- 市内にお住まいの方で成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。
- 制度のしくみや利用するための流れなどをご説明します。
- 成年後見制度に関する相談体制の構築を図ります。

## 制度利用促進

- ご本人の望む制度の利用を支援します。
- 速やかに申立できるよう支援します。
- 法人後見等の受任者の調整を支援します。
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度利用へ円滑に移行できるよう支援します。
- 生活保護や低所得者等の制度の利用を支援します。

## 後見人支援

- 専門職・親族後見人等の日常相談をお受けします。
- 適正な後見人業務の支援をします。
- 市民後見人の養成を受けた方や興味のある方等を対象とした研修を実施します。

## 不正防止

- 親族後見人や市民後見人等が孤立しないよう相談をお受けします。
- 成年後見人等の不適切な行為が確認された場合は、家庭裁判所などの関係機関と連携し迅速に取り組みます。



相談は無料です



# 各種お問い合わせ 相談窓口

## ● 高齢者に関する相談窓口

機関名	所在地	電話番号・FAX
あわら地域 包括支援センター	あわら市市姫三丁目1-1 あわら市役所 健康長寿課内	TEL 0776-73-8022 FAX 0776-73-5688

## ● 障がい者に関する相談窓口

機関名	所在地	電話番号・FAX
○相談支援事業所 ハスの実	あわら市大溝2丁目25-1	0776-73-3100・0776-73-3122
○相談支援事業所 さかい	あわら市高塚41-13	0776-73-2800・0776-73-1999

## ● 成年後見制度全般に関すること

機関名	所在地	電話番号・FAX
福祉まるごと 相談室	あわら市市姫三丁目1-1 あわら市役所 福祉課内	TEL 0776-73-8028 FAX 0776-73-5688
あわら市 社会福祉協議会 成年後見センター	あわら市市姫二丁目31-6 いきいきテラスいちひめ内 (老人福祉センター)	TEL 0776-73-2253 FAX 0776-73-4542

